

七ヶ宿町農業委員及び七ヶ宿町農地利用最適化推進委員の公募要領

農業委員会等に関する法律が一部改正され、平成28年4月1日から施行されました。この改正により、農業委員の選出方法が選挙ではなくなり、町長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。また、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が新設され、農地利用の最適化（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積、新規就農や新規参入の促進）に取り組む体制が強化されることとなります。

町では、平成29年7月から活動していただける「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を公募します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
業務内容	農地の売買や貸借などの権利移動について審議し、許可決定を行います。 農地転用の審議をします。担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の支援活動など農地利用最適化推進委員と連携し現地での指導・監視を行います。	担当地区での、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の支援活動など農業委員と連携し現地での調査・指導を行います。 また、総会等に参加し、農地利用最適化推進に関する意見を述べます。
身分	地方公務員法第3条第3項第1項に規定する特別職の地方公務員（非常勤）	
募集人員	6人	4人
選考地区	町内全地区	干蒲・湯原地区 1人 峠田・滑津地区 1人 関地区 1人 横川・長老地区 1人
任期	平成29年7月20日～平成32年7月19日まで（3年間）	
報酬(年額)	245,000円	245,000円
応募資格	次の①～④の要件すべてを満たしている人 ①七ヶ宿町に住所を有する人。②農業に関する見識を有する人。③職務を適切に行うことのできる人。④推薦の場合は3名以上から推薦された人。 ただしいずれかに該当する人は除きます。 ・破産手続き開始決定を受けて復権を得ない者。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。	

	※農業委員と農地利用最適化推進委員のどちらにも応募することができますが、兼務することはできません。	
募集期間	4月3日（月）～5月1日（月） 受付時間 8：30分～17：15分（土日祝日を除く）	
応募方法	5月1日（月）までに、農業委員会に備え付けている応募用紙に必要事項を記入し、持参又は郵送してください。（当日消印有効） 用紙は、町のホームページからもダウンロードできます。 【提出先】〒989-0592 七ヶ宿町字関126番地 七ヶ宿町農業委員会事務局 電話 0224-37-2113	
選考方法	評価委員会による候補者の審査後、町長が議会の同意を得て任命します。	選考委員会による候補者の審査後、農業委員会会長から委嘱します。

※応募様式について

- 農業委員
- ①個人で応募する場合・・・「様式第3号（第5条関係）」
 - ②個人推薦の場合・・・「様式第1号（第4条関係）」
 - ③団体推薦の場合・・・「様式第2号（第4条関係）」

農地利用最適化推進委員

- ①個人で応募する場合・・・「様式第3号（第7条関係）」
- ②個人推薦の場合・・・「様式第1号（第6条関係）」
- ③団体推薦の場合・・・「様式第2号（第6条関係）」

※応募又は推薦された方の氏名、年齢、性別及び職業は公表されますのでご承知ください。